

関係各位様

「最近、社員に結核が出て、本人は入院しているのだが、会社として何をしたら良いのか？」
とい問い合わせを受けました。

基本的には、結核予防法という法律があるので、それに従う形、すなわち保健所のご指導に従い対応
するということになります。

結核は恐ろしい病気で、私の亡き父も感染して治療していたことがあります。いまだに先進国の中では
流行している方になり、かつ海外からの外国の方や旅行での結核菌の持ち込みが問題となるケースも
あります。外国人労働者様の場合、病院受診が遅くなり、感染拡大するケースも見受けられます。

昨年(2018年)の11月のニュースです。

東京都大田区の総合病院では、昨年(2018年)から今年にかけて患者と職員の計24人が結核に感染。うち10
人が発病し、患者2人が結核で死亡した。京都府の精神科病院でも患者と職員の計97人が結核に感
染し、うち36人が発病した(今年10月時点)。感染源とみられる人が認知症で、自覚症状を訴えること
が難しく、感染が広がる一因になった。

新たに見つかる結核患者は20年ほど前は年4万人だったのが、2017年は約1万7千人まで減っ
た。しかし、感染源が20人以上に結核を感染させる場合の「集団感染」は年40件前後で推移。うち約
3割が病院や社会福祉施設で起きている。

背景には、若い人がほとんど感染していない実態がある。1950年は推計で20歳のすでに半分が
結核に感染していたが、現在はごくわずかだ。ひとたび発病者が出ると、昔よりも感染拡大が際立つ。
また高齢者は昔に感染していた人が多く、発病することもある。高齢者の多い病院や社会福祉施設
で、結核にかかったことがない若い職員などに感染が広がるケースも多いとみられる。

「診断の遅れ」も一因だ。感染者が減ったことで結核への意識が薄れ、医療従事者が患者の結核に
気付かず診察を続けて、自らも感染・発症し、さらに別の患者にも広げてしまうこともある。新たに報告
される結核患者のうち、医療従事者は年500人前後で推移している。

感染症法は、結核を発病すると周囲に感染させるおそれが高い医療従事者などに対し、病院が年1
回、定期健診をすることを義務づけている。しかし、集団感染はなかなか減らない。結核研究所の森亨
名誉所長は「定期健診だけにたよらず、診断遅れを減らす努力が必要だ」と話す。

とのこと。他のブログレベルですが、結核に感染した場合会社としてどうするのか？という案件が
見受けられます。

対処法の基本としては

1) 社内で結核が発生したときにどの範囲まで結核発生の事実を社内公表するか？

基本的には周囲に流行させる危険があるため、正確な情報を社員に伝えることが重要です。個人情報
と安全配慮義務のバランスが大事になりますが、流行を抑えることが重要です。またこの場合は保健
所からの指導もあると思うので、それに従うのが原則になります。

従業員に状況を説明して置くべきで、もし接触していれば感染しているかもしれないので、検査をしたり、自宅待機が必要になる場合もあります。会社が接触歴を全て把握することは困難なので、従業員にある程度情報提供すべきでしょう。後で判明したときに「なぜ教えてくれなかったんだ」となりかねません。

2) 咳や発熱などの症状がある場合、結核が疑われる場合。

まず病院で受診させましょう。結核だと診断された場合は、直ちに医師から保健所に届け出が行われます。この届け出をもとに、保健所が本人に連絡を取り、状況の聞き取りなどの対応が始まります。結核には人に感染するタイプ(排菌)と感染しないタイプがありますが、排菌タイプと診断され、かつ本人からの聞き取りの中で社内で接触者がいると想定される場合は、保健所から会社に連絡が入り、接触者と想定される者のリストアップを要請されます。具体的には「誰と・どこで・どのようなシチュエーションで」社内で接触したのか等について、結核診断から約3ヶ月遡って調査してリストアップしていきます。

このリストアップ作業は保健所の具体的な指示・指導に従って進めていきますので、原則として、どの範囲まで結核発生の事実を社内で公表するか、ということを経営者が独自に考える必要はありません。保健所も感染症法にもとづき、結核患者の人権やプライバシーが最大限保護されるように配慮して事を進めていきますので、基本的には保健所の指示通りに動けば間違いないでしょう。ちなみに、リストアップされた全従業員が接触者健診の対象になるわけではなく、リストをもとに保健所と専門医師等の有識者がさらに範囲を絞り込んで健診対象者が決まりますので、従業員への負担も最小限度となります。

なお、保健所と連絡を取り合う場合、会社窓口を必ず設定する必要がありますので、事態に備えてあらかじめ窓口を決めておくことをお勧めします。

3) 結核が治って復職する場合(結核治療を続けながら、けれども主治医から復職可能が出た場合)

基本的には産業医面談をきちんとやって、飲んでいる薬なども確認しながら復職させましょう。感染の可能性はないことがほとんどです。特になければ通常業務で問題ないことがほとんどです。

いづれにしても、結核に対して、どんな病気かどんな症状なのかなど正しい知識が必要です。

合同会社ロハスオフィス(医師・医学博士・産業医・労働衛生コンサルタント)
関谷 剛(せきや たかし)

http://lohasoffice.org/health_services/